

四日市市告示第186号

四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市見本市等出展事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業、補助金の額等)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業及び経費並びに補助金の額及び上限額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに限る。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 第5条第1項の規定による交付決定がなされる前に着手した補助対象事業に要する経費(以下「事前経費」という。)については、補助対象経費とすることはできない。ただし、市長が必要かつ適当と認めたものについては、この限りではない。</u></p> <p>(交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、四日市市見本市等出展事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前条第4号ただし書の規定により事前経費について補助対象経費として第1</u></p>	<p>(補助対象事業、補助金の額等)</p> <p>第3条 補助の対象となる事業及び経費並びに補助金の額及び上限額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに限る。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、四日市市見本市等出展事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

項の申請を行おうとする申請者は、次条第1項の規定による交付決定がなされる前に事業に着手した理由がわかる書類を添付しなければならない。

附 則

- 1 (略)
(有効期限)
- 2 この要綱は、第12条の規定を除き、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 (略)
(有効期限)
- 2 この要綱は、第12条の規定を除き、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)